

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）



新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を目的として、4回目接種を行います。
※ワクチン接種は強制ではなく、ご本人の意思に基づき受けていただくものです。

●接種対象者 3回目接種完了から5か月以上経過し、以下に該当するかた

- ①60歳以上のかた…接種間隔に合わせて自動で接種券を発行します。
- ②18歳以上60歳未満で基礎疾患をお持ちのかた
その他重症化リスクが高いと医師が認めるかた…事前に接種券の発行申請が必要となります。申請方法は下記（◆）をご確認ください。

◎3回目の接種について

2回目完了後3回目の接種間隔についても5か月へ短縮となります。なお、接種券は接種間隔に合わせて発送します。

●使用ワクチン 1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社 または 武田/モデルナ社 ワクチン

●接種方法 ①個別接種…個別接種を実施している医療機関で接種（各医療機関で予約方法が異なります。）

- ②**集団接種**…青森県総合健診センター・浪岡中央公民館
(接種予定日等は、市ホームページや専用コールセンターにご確認ください。)

◆接種券一体型予診票の申請が必要なかた

□18歳以上60歳未満で基礎疾患を有するかた

その他重症化リスクが高いと医師が認めるかた
精神障害者保健福祉手帳または療育手帳(愛護手帳)をお持ちのかたは、自動的に発行されますので申請不要です。

□3回目接種後に本市に転入されたかた

【申請方法】

オンライン/電話/保健所窓口/郵送/FAX

●オンライン申請

お手元に3回目接種時の接種済証をご用意のうえ、右の二次元コードを読み込んでください



●保健所窓口受付時間：平日 8：30～18：00

●郵便宛先・電話・FAX

(申請書様式は市ホームページに掲載)

〒030-0962 佃二丁目19-13

青森市保健所感染症対策課

ワクチン接種運営チーム宛

※封筒に申請書と3回目接種済証の写しを

同封し、赤字で「接種券発行申請書在中」と記載

重症化リスクが高い基礎疾患について

1 以下の病気や状態のかたで通院/入院しているかた

- 慢性の呼吸器の病気、心臓病(高血圧を含む)、腎臓病、肝臓病(肝硬変等)
 - 糖尿病(インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病)
 - 血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
 - 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - 染色体異常
 - 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- ※精神障害者保健福祉手帳または療育手帳(愛護手帳)を所持しているかたは、通院または入院をしていない場合も基礎疾患を有する者に該当します。

2 基準(BMI30以上)を満たす肥満のかた

BMI計算方法：体重(kg)÷身長(m)²

集団接種日程を追加しました！

新型コロナウイルスワクチン 小児接種（5～11歳）のお知らせ



●接種対象者 5歳以上11歳以下のかた

●接種回数 3週間の間隔を置いて2回接種

●使用ワクチン 小児用ファイザー社ワクチン

●接種方法 ①**集団接種**…市運営WEBサイト(下の二次元コードからお進みください)または接種専用コールセンターにてご予約ください。 **会場：青森市保健所(元気プラザ 佃二丁目19-13)**

日程	1回目	2回目	接種人数	受付時間	予約開始日時
F	6月26日(日)	7月17日(日)	各980人	9：00～	6月3日(金)9：00～

②**個別接種**…医療機関情報は、市ホームページからご確認ください。

※医療機関での接種可能人数には限りがあります。なるべく集団接種をご利用ください。

■接種予約は 専用コールセンターか市運営WEB予約ページから

予約フォームはこちらから▼

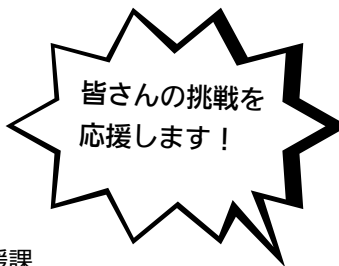
新型コロナワクチン接種専用コールセンター(☎017-764-6539、017-752-0517)

受付時間 9：00～18：00(月～土)※祝日除く

FAX 017-718-2867



中小企業向け 支援制度のご案内



中小企業向け各種融資制度や設備投資に係る支援をお知らせします。詳細は市ホームページをご覧ください。

問新ビジネス支援課
(☎017-734-2379)



新ビジネス支援課 細川

中小企業向け融資制度のご案内！

■ 青森市特別保証融資制度

制度名	対象者	限度額・期間	利率(年)	保証料
地場産業振興資金 (設備投資枠)	市内で事業に必要な設備投資をするかた	2,000万円/15年以内	1.8%以内	市が半額補給

■ 青森県・青森市連携融資制度

制度名	対象者	限度額・期間	利率(年)	保証料
「選ばれる青森」への 挑戦資金 (創業する事業)	中小企業者として創業するかた (創業後5年未満含む)	1,000万円以内 10年以内	1.1% (優遇利率あり)	県・市が 全額補給
「選ばれる青森」への 挑戦資金 (事業承継枠)	事業を承継するために資金を必要としているかた	2,000万円以内 10年以内	金融機関所定の利率から0.8% 引き下げた利率 (下限1.6%)	市が 全額補給
経営安定化サポート資金 (経営安定枠)	売上高の減少などにより経営の安定に 支障を生じているかた	2,000万円以内 10年以内	金融機関所定の利率から0.8% 引き下げた利率 (下限1.6%)	市が 全額補給
事業活動応援資金 (事業活動枠)	運転資金など一般の事業資金が必要な かた	2,000万円以内 10年以内	金融機関所定の利率から0.3% 引き下げた利率 (上限2.0%)	市が 3割補給

■ 商工組合中央金庫融資 協同組合等振興資金

対象者	限度額・期間	利率(年)
市内の中小企業者等 で組織する組合または 組合員のかた	組合:1億円 組合員:5,000万円 運転:10年以内 設備:12年以内	商工中金所 定利率から 0.3%引き下 げた利率

■ セーフティネット保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている場合や、全国的に業況が悪化している指定業種で売上高等が減少している場合などに、別枠保証など、保証協会の保証を有利な条件で利用することが可能になるセーフティネット保証の認定業務を行っていますので、ご相談ください。

中小企業の設備投資を支援します！

市では、中小企業が「先端設備等導入計画」に基づき導入する設備（償却資産）や事業用家屋に係る固定資産税について、特例措置を設けています。

●特例措置内容

令和5年度末までに取得した設備に係る固定資産税の課税標準が、3年間ゼロになります。

●対象者

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者で、資本金1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）

●対象設備

- ・設備の導入に伴い、3～5年間の計画期間において労働生産性が年平均3%以上向上すること。
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
- ・中古資産でないこと。
- ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上すること。
- ・減価償却資産の種類ごとに定められた最低取得価格や、販売開始時期の要件を満たすこと。
- ・先端設備等導入計画の認定を受けた後に導入すること。
- ・事業用家屋は、取得価格300万円以上の先端設備とともに導入するもの。

※認定した設備例…ホイールローダ、オフセット印刷機、ドローン測量機、歯科診療用ユニット、鋼板切断機